

川西市改良住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月12日

川西市長 越田謙治郎

川西市規則第 5 号

川西市改良住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川西市改良住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和46年川西市規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
別表（第2条関係） （別紙1）	別表（第2条関係） （別紙1）

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

(別紙1)

(改正前)

別表 (第2条関係)

建設年度	団地名	所在地	構造	種別	戸数	割増賃料の基礎となる額	
昭和45年度	花屋敷団地	花屋敷1丁目1番3号	鉄筋5階建	改良住宅	50戸	2DK	22,400円
						3DK	25,000円
昭和46年度	花屋敷団地	花屋敷1丁目1番3号、11号	鉄筋5階建	改良住宅	49戸	2DK	22,400円
						3DK	25,000円
				店舗付改良住宅	6戸	店舗(2DK付)	28,200円
昭和53年度	花屋敷団地	花屋敷1丁目1番15号	鉄筋5階建	改良住宅	30戸	3DK	40,700円
(略)							

(別紙1)

(改正後)

別表 (第2条関係)

建設年度	団地名	所在地	構造	種別	戸数	割増賃料の基礎となる額	
昭和53 年度	花屋敷 団地	花屋敷1丁目1 4番15号	鉄筋5 階建	改良住 宅	30 戸	3DK	40,700 円
(略)							